

隱農水第350号
令和8年1月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

隱岐の島町長 池田高世偉

市町村名 (市町村コード)	隱岐の島町 (325287)
地域名 (地域内農業集落名)	五箇(14)地区 (苗代田・南方・北方・福浦)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の品目は水稻が主体。海沿いの農地は潮風害を受けやすいため、WCS用水稻を中心に作付けしている。複数の担い手が混在している地区もあるため、集約化を積極的に進めていく必要がある。また、災害によって耕作が困難な圃場もあり、保全管理している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

複数の担い手が混在している地区は効率的な営農ができるように農地の集約化を進める。耕作が困難な圃場のある地区ではソバ、保全管理が主体となるが災害が頻繁に起こる地区でもあるため、近くの集落協定との広域化も考慮し、営農を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	128.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度対象農用地の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者を中心に担い手へ農地集積を進める。圃場の条件を考慮しながら集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

特記事項なし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

特記事項なし。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

一部圃場はグリーンサポートを活用した草刈りを行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③中心農家への集積・集約化を進め作業の効率化やドローンによる直播などの普及。

⑨WCSの作付けについてもドローンによる直播などで実施・牧草に作付けにより粗飼料生産を確保する。